

吹田市公告第395号

吹田市債権管理システム構築及び運用保守業務に係る一般競争入札を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

令和6年6月10日

吹田市長 後藤 圭二

記

一般競争入札実施要領

1 業務名称

吹田市債権管理システム構築及び運用保守業務

2 履行期間

構築業務は、契約締結日から令和8年1月のシステム稼働開始前までとし、運用保守業務は、令和8年1月のシステム稼働開始から令和12年3月末までの利用期間とする。

3 業務概要

別紙、「吹田市債権管理システム構築及び運用保守業務契約仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

4 入札予定価格

事後公表とする。

5 入札参加資格

以下に掲げる要件を、全て満たしている単一の企業又は2者以上で同条件を満たすように構成される企業連合体であること。

なお、単一の企業又は企業連合体の構成員は、他の企業連合体の構成員になることができない。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の競争入札参加有資格者名簿に登載されているものであること。
- (3) 公告の日から入札日までの間、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

- (4) 公告の日から入札日までの間、吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けていない者であること。
また、同要領別表に掲げる措置要件に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法又は民事再生法に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、更生計画又は再生計画の認可決定の確定を受けている者であること。
- (6) 中核市又は人口30万人以上の自治体において、本業務と同じ又は同種の電算処理システムを稼働した実績を有する者であること。

6 入札参加資格の確認

本入札の参加希望者は、次の「(1) 提出書類」に示す書類を提出し、本市の入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

なお、期限までに提出しない場合及び入札参加資格がないと認められた場合は、本入札に参加することはできない。

(1) 提出書類

入札参加資格確認申請書（様式1）及び誓約書（以下「申請書等」という。）を提出のこと。

(2) 申請書等の提出

ア 提出期間

令和6年6月10日（月）から令和6年6月24日（月）まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで（正午から午後0時45分までを除く。）

イ 提出先

吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 低層棟2階 債権管理課

ウ 取得方法

申請書等は、本市のホームページ（産業・まちづくり・環境>入札・事業者募集・契約>業務委託・物品購入 入札情報>令和6年度（2024年度）一般競争入札（業務委託）一覧>吹田市債権管理システム構築及び運用保守業務に係る一般競争入札の実施について）からダウンロードにより取得すること。

なお、郵送、宅配、電送等による交付はしない。

エ 提出方法

申請書等は、持参又は郵送によるものとし、郵送する場合は、一般書留、簡易書留、特定記録郵便のいずれかに限り、上記の「ア 提出期間」に記載する提出期間内に必着させること。

(3) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認については、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、令和6年6月26日（水）までに、入札参加資格確認申請書に記載の連

絡先へ電子メールにより通知する。

なお、入札参加資格がないと認めた者には、その理由を付して電子メールにより通知する。

(4) その他

ア 申請書等の作成及び郵送等に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 提出された申請書等は、返却しない。

ウ 提出された申請書等は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。

エ 申請書等に虚偽の記載をした場合には参加資格を取り消し、指名停止の措置を受けることがある。

7 入札説明会

本業務の入札に係る入札説明会は、実施しない。したがって、仕様書、入札書、委任状については、本市のホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和6年度（2024年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞吹田市債権管理システム構築及び運用保守業務に係る一般競争入札の実施について）からダウンロードにより取得すること。

なお、仕様書及び吹田市物品購入契約等入札心得書（一般競争入札）（以下「入札心得書」という。）を熟読の上で入札に参加すること。

8 仕様書に対する質疑及び回答

(1) 質疑書の取得及び提出方法

質疑書については、本市のホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和6年度（2024年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞吹田市債権管理システム構築及び運用保守業務に係る一般競争入札の実施について）からダウンロードにより取得の上、電子メールにより提出すること。また、電話により到達確認を行うこと。

なお、電話等による質疑は、一切受け付けない。

(2) 質疑受付期間

令和6年6月10日（月）午前9時から令和6年6月24日（月）午後5時30分まで

(3) 質疑書の提出先メールアドレス

saiken@city.suita.osaka.jp

(4) 質疑に対する回答日

令和6年6月28日（金）

(5) 質疑に対する回答の方法

本市のホームページに回答を掲載する。

9 入札の日時、場所及び方法

(1) 入札の日時

令和6年7月5日（金）午前10時

(2) 入札の場所

吹田市泉町1丁目3番40号

吹田市役所 低層棟2階 会議室（債権管理課横）

(3) 入札の方法

ア 郵送、宅配、電送又は電報による入札は、認めない。

イ 入札で開札した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札回数は、2回までとする。

ウ 再度入札を実施した場合において、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、最低の価格をもって入札をした者と、随意契約を締結するための交渉を行うものとする。

10 入札の辞退

入札を辞退する場合は、入札辞退届を提出するものとする。

なお、入札辞退届については、本市のホームページ（産業・まちづくり・環境＞入札・事業者募集・契約＞業務委託・物品購入 入札情報＞令和6年度（2024年度）一般競争入札（業務委託）一覧＞吹田市債権管理システム構築及び運用保守業務に係る一般競争入札の実施について）からダウンロードにより取得すること。

11 入札の中止又は延期

本件の入札において、特別な事情が発生した場合は、入札を延期又は中止することがある。

12 入札金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に対し、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「契約希望金額」という。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

13 入札保証金

吹田市財務規則第98条の規定に基づき免除する。ただし、落札者が本契約を締結しない場合は、違約金として落札金額の100分の3に相当する金額を納付しなければならない。

1 4 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本要領に示した参加資格のない者又は虚偽の申請を行った者がした入札
- (2) 入札心得書に示した条件等、入札に関する諸条件に違反した入札
- (3) 参加資格確認申請に必要な証拠書類を提出しない者がした入札
- (4) 事前審査により入札参加資格を確認された者であっても、その後、落札決定の日までの期間において、吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けた者又は吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外の措置を受けた者、また同要領別表に掲げる措置要件にも該当する者がした入札
- (5) 入札時点において参加資格を欠いた者がした入札

1 5 落札者の決定

- (1) 入札参加者が2者に満たない場合でも、入札は成立するものとする。
- (2) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低価格を入札した者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、入札参加者を立ち合わせて、直ちに当該入札をした者に「くじ」を引かせた上で落札者を決定する。
なお、当該入札をした者は、「くじ」を辞退することはできない。
- (4) 書類審査その他により、故意に虚偽の申請をするなど、不正な手段を用いて入札に参加したことが判明した場合は、吹田市指名停止措置要領に基づき指名停止を行うなど、厳正に対処をすることになるので注意すること。

1 6 落札決定の取消し

本市は、落札者を決定した日から契約を確定する日までの間に、落札者が次の(1)から(4)までのいずれかに該当したときは、当該入札の落札決定を取り消すことができる。

なお、落札決定を取り消したことについて、本市は、一切の責めを負わない。

- (1) 吹田市指名停止措置要領に基づく指名停止の措置を受けたとき
- (2) 吹田市公共工事等及び売払い等の契約における暴力団排除措置要領に基づく入札参加除外措置を受けたとき又は同要領別表に掲げる措置要件に該当したとき
- (3) 入札心得書第10条第12号に該当する行為があったと認められるとき
- (4) 正当な理由がなく、入札心得書第13条に定める期間内に契約を締結しないとき

1 7 契約の保証

落札者は、次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方法により、契約金額の100分の10以上の契約の保証を付さなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- (3) 当契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証書の提供
- (4) 当契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る保険証券の提出

1 8 その他

入札参加者は、この公告のほか、吹田市財務規則、入札心得書及び仕様書の内容を確認の上で入札を行うこと。

1 9 問合せ先

吹田市税務部債権管理課

住 所 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市役所 低層棟2階

電 話 06-6318-6326 (直通)

FAX 06-6368-7344

e-mail saiken@city.suita.osaka.jp